移動支援事業のご案内

お一人で外出することが難しい重度の障害者の方を対象に、ホームヘルパーが外出のお手伝いをする事業です。

1　移動支援事業の利用の仕方

移動支援事業を実施している事業者と利用の契約を結びます。（事業者は市と契約しているところに限ります。）

外出の予定が決まったら、事業者に連絡し、ヘルパーの手配をしてもらいます。（ヘルパーの手配の都合上、早めに事業者にご相談ください。）

2　月の利用時間について

２０時間を支給決定します。

２０時間以上必要な方は、ご相談ください。内容を伺い、５４時間を上限に支給決定をします。

3　利用負担金の目安

身体介護を必要とする方　　１時間あたり４１５円

身体介護を必要としない方　１時間あたり１５６円

4　移動支援で利用できないこと

次のことを目的とした移動支援は使えませんのでご注意ください。

- ・ギャンブル、飲酒を目的とした外出
- ・通勤、営業活動など経済活動を目的とした外出
- ・一日の範囲内で用務を終えないもの（宿泊を伴う外出）
- ・通学、通所（ただし、保護者・支援者の急な用事などで送迎場所まで迎えにいくことができない等の場合は２０時間の範囲であれば緊急の場合として利用できます。）

●定期的な通院は障害福祉サービスの通院介助になります。

質問：プールに連れて行ってもらうことはできますか。

――『一緒に運動すること等はヘルパーの仕事ではありません。』

プールで一緒に泳ぐことはヘルパーの仕事ではありません。

プールサイドで待ってもらい、トイレやサウナ、更衣室の場所を誘導してもらうためにヘルパーを利用することは可能です。

5　ヘルパーの交通費について

出発地点または到着地点が市外等の遠方の場合、ヘルパーの出発地点までの交通費や到着地点以降の交通費の負担を求められることがあります。
利用にあたっては、事前に事業者に確認をしてください。

◎ヘルパー交通費の考え方

（出発地点）　　目的地（到着地点）

自宅　　▼

	サービス提供時間	
負担なし	利用者の負担	**利用者の負担**

交通費の例

◇小倉北区の方が、自宅から福岡市の天神までサービスを受ける場合◇

目的地に向かうのにＪＲ（小倉駅⇒博多駅）と地下鉄（博多⇒天神）を利用するのであれば、ヘルパーが目的地（到着地点）の福岡市の天神から小倉まで戻ってくる分の交通費（地下鉄運賃とＪＲの普通運賃）を、利用者に負担していただくことになります。

◇問合せ先◇＿＿＿＿区役所　生活支援課保健福祉相談係